

(公財) 日本バドミントン協会公認審判員資格検定会開催のご案内

新潟市バドミントン協会審判委員会

(2025/4/20 付で名称が変更されました。新潟支部と同じです。)

この度、バドミントンの正しい競技規則の習得と審判技術をマスターし各種大会において円滑な競技会運営を図るために3級公認審判員資格検定会を下記のとおり開催いたします。

記

● 3級の公認審判員検定会 (バドミントン競技未経験の方も受講を受け付けます)

1. 主 催 新潟県バドミントン協会
2. 主 管 新潟市バドミントン協会審判委員会
3. 開催日時・場所・スケジュール

○ 講習会および検定会『筆記試験』

【日 時】 2025年7月12日(土)

【会 場】 新潟市陸上競技場 (開場8時30分)

【スケジュール】

受付 8時30分から9時

講習 9時から12時 (競技規則・大会運営規程・公認審判員規程180分)
(昼食は各自持参下さい)

筆記試験 13時から16時30分

○ 検定会『実技試験』

【日 時】 2025年7月13日(日)

【会 場】 新潟市西総合スポーツセンター

新潟県バドミントン協会主催 第300回新潟支部高校1.2年生バドミントン大会に審判員として参加することで実技試験とする。

※スコアシートの記入練習を事前にできるだけしてご参加ください。

【スケジュール】

受付 8時30分から8時40分

実技試験説明 8時40分から9時

実技試験 9時から (昼食は各自持参下さい)

実技試験結果発表 14時頃 (大会参加者数により夕方までの可能性あり)

● 受験資格

2025年度(公財)日本バドミントン協会 会員登録者。

(登録手続きが完了してから申し込んでください。)

● 受験料 (当日受付で徴収します)

- | | | |
|--|---------|--------|
| ○ 3級は2025年度講習会ルール教本(緑本)を | お持ちの方 | 2,000円 |
| | お持ちでない方 | 2,500円 |
| ○ 講習のみ受講の方 | | 1,500円 |
| ○ 実技講習のみ受講の方 | | 1,500円 |
| ○ 講習および実技講習両方受講の方 | | 2,000円 |
| ○ 新潟支部以外の支部に所属している方で受験や講習を受ける方(協力金として) | | 500円 |

● 持参品

- (公財)日本バドミントン協会会員証(デジタル会員証)
※今年度初登録の方は会員 No [10 桁] を必ず日バ登録の加盟団体代表者に確認してご参加ください。
 - 筆記用具(鉛筆、消しゴム、黒ボールペン他)
 - 2025年度講習会ルール教本(緑本)をお持ちの方は持参下さい。
 - 内履き
- 注意事項 当日、発熱や体調不良の場合は、事前に連絡の上参加を見合わせてください。

● 受験申込

- 日バ登録をしている所属加盟団体を通じて申し込んで下さい。なお、講習のみの受講も受け付けます。
申込用 Excel シートに入力し、下記へメールでお申し込みください。(記入例あり)
なお、申し込みの際日バ会員サポートシステムより『団体所属会員情報一覧 Excel ファイル』(日バ会員番号・氏名・フリガナ・生年月日・住所等記載)の提出を、申請書類確認の為にお願いします。
※申込用紙のデータは、正確に入力してください。
※申込用 Excel シートは、新潟市バドミントン協会ホームページからダウンロードして下さい。
<http://www.agano.net/niigata-shibu/index.html>
※日バ登録と申請書のデータ(会員番号・氏名・ふりがな・生年月日・住所)が異なっていると申請できない場合があります。
※公認審判員番号は、日バ会員番号と同じになります。資格は名前ではなく、会員番号に付帯します。
二重登録にならないように十分注意願います。

申込締切 2025年6月20日(金) 必着。(先着順)

※諸事情で受験者数に制限をかける可能性がありますので、〆切に関わらず早めに申し込んでください。

申込先 新潟市バドミントン協会審判委員会 高松聡美 宛
メールアドレス nsbdas@skyblue.ocn.ne.jp (携帯からも連絡ができます。)
☆問い合わせ先 高松聡美 携帯 090-8940-0571

● 申請登録料

- 合格すると、申請料・登録料が必要となります。
※受験料と合わせて、おつりのないように事前にご用意願います。
- | | | | | | | |
|-------|-----|--------|-----|--------|----|--------|
| 3級受験者 | 申請料 | 1,100円 | 登録料 | 6,600円 | 合計 | 7,700円 |
|-------|-----|--------|-----|--------|----|--------|